

習志野市農業委員会総会議事録

平成23年第9回習志野市農業委員会総会は平成23年9月22日（木）
JA 千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 17名中 16名出席 欠席 1名

※10番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

1 番 伊藤 和彦	2 番 飯生 良	3 番 吉野 吉雄
4 番 中台 孝政	5 番 斉藤 健次	6 番 相原 和幸
7 番 田久保 武士	8 番 木村 静子	9 番 市角 夏司
11 番 織戸 正裕	12 番 飯生 正己	13 番 織戸 和行
14 番 伊藤 豊	15 番 海老原 健治	16 番 佐々木 秀一

会長職務代理者 吉野 弘司

会 長 廣瀬 博

1. 議事録署名人 11 番 織戸 正裕 12 番 飯生 正己

1. 議案審議結果

上 程 5 件 承 認 5 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午前11時00分

1. 付議事項

- ・議案第33号 生産緑地のあっせん結果について
- ・議案第34号 習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について
- ・議案第35号 習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について
- ・議案第36号 習志野市国民健康保険運営協議会委員の推薦について
- ・議案第37号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- ・報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- ・その他
農業祭について

	 全員挙手なし 挙手なしとのことで、処理いたします。 従いまして、議案第 33 号につきましては 買取希望者がいないということで、市長に対し回答いたします。 続きまして、議案第 34 号・議案第 35 号は関連がありますので 一括上程させていただきます。 それでは事務局、議案第 34 号ないし 35 号の 習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について 事務局より議案説明を求めます。 事務局 はい。議案第 34 号 農用地利用集積計画（案）の申請についてご説明します。 譲受人 : ●● ●● ●●歳 農 業 習志野市●●●丁目●番●号 認定農業者 譲渡人 : ●● ●● ●●歳 兼業農家 習志野市●●●丁目●番●号 1 利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況等について 所 在 : 地番 習志野市●●●丁目●●●●番● 地 目 : 畑 面 積 : 8 1 9 (㎡) 所 在 : 地番 習志野市●●●丁目●●●●番● 地 目 : 畑 面 積 : 5 0 0 (㎡) 合 計 : 1 3 1 9 (㎡) 所有者氏名 : ●● ●● 備 考 : 賃借料の支払いなし 2 利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細 利用集積による 3 年間の使用貸借権設定期間が終了し、引続き使用貸借権設定の更新を行うため 3 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係。 契約内容 : 使用貸借権設定 期 間 : 3 年 4 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を
--	---

有する農地の面積等

借受者

地 目 : 畑

所有農地 : 7 7 5 9 (㎡)

貸借農地 : 2 9 8 8 (㎡)

区画整理地 : 3 3 5 2 (㎡)

経営地 : 7 3 9 5 (㎡)

貸付者

地 目 : 畑

所有農地 : 5 7 5 3 (㎡)

貸付地 : 4 8 6 1 (㎡)

経営地 : 8 9 2 (㎡)

5 権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況。

世帯員	年齢	従事日数(日)
●● ●● (父)	●●歳	1 5 0
●● ●● (母)	●●歳	1 5 0
●● ●● (本人)	●●歳	3 5 0
●● ●● (妻)	●●歳	3 5 0

6 利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況

農機具及び施設

トラック 2 台 : 耕運機 2 台 : トラクター 3 台 : ビニールハウス 7 棟
以上です。

議案第 3 5 号 農用地利用集積計画(案)の申請について

借受者 : ●● ●● ●●歳

農業 習志野市●●●丁目●番●号 認定農業者

貸付者 : ●● ●● ●●歳

農業 習志野市●●●丁目●番●号

1 利用権を設定する土地の所在・地番・地目・面積・利用状況等について

所在・地番 : 習志野市●●●丁目●●●●番●

地 目 : 畑

面 積 : 2 0 3 9 (㎡)

備 考 : 賃借料の支払いなし

2 利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細

利用集積による 3 年間の使用貸借権設定期間が終了し、引続き使用貸借権設定の更新を行うため

3 利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係。

契約内容 使用貸借権設定

期間 3 年

4 権利設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が所有し、使用収益権を有する農地の面積等

借受者

地 目 : 畑

所有農地 : 8 5 0 6 (㎡)

貸借農地 : 6 2 1 9 (㎡)

区画整理地 : 8 2 1 9 (㎡)

経営地 : 1 4 7 2 5 (㎡)

譲渡人 (貸付者)

地 目 : 畑

所有農地 : 3 0 4 8 (㎡)

貸付地 : 2 0 3 9 (㎡)

休耕地 : 1 0 0 9 (㎡)

5 権利設定をしようとする者の世帯員が耕作等の事業に従事している状況。

世帯員	年齢	従事日数 (日)
●● ●● (父)	●●歳	2 5 0
●● ●● (母)	●●歳	2 5 0
●● ●● (本人)	●●歳	2 5 0
●● ●● (妻)	●●歳	2 5 0

6 利用権を設定しようとする者及びその世帯員の農機具等の保有状況
農機具及び施設

トラック 2 台 : 耕運機 1 台 : トラクター 3 台

以上です。

それでは、議案第 34 号・35 号について、
ご意見・ご質問等のある方は挙手ねがいます。

・・・ご意見等が無ければ、裁決に入ります。

議案第 34 号ないし議案第 35 号の

習志野市農用地利用集積計画第 2 号 (案) について

賛成の方は、挙手願います。

議 長

事務局	全員賛成をもちまして可決承認されましたので、 習志野市長に対しまして、文書回答いたします。 続きまして、議案第 36 号 習志野市国民健康保険運営協議会委員の推薦について 事務局より、説明を求めます。 はい。議案第 36 号 習志野市国民健康保険運営協議会委員の推薦について ご説明します。 習志野市長より依頼があったので、委員の推薦について審議を求める。 推薦委員 : 1 名 任 期 : 2 年 (ただし、農業委員の任期までとする。) 期 間 : 平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 10 月 6 日 現委員は、廣瀬会長が務めておりますが、9 月 30 日をもって任期満了となるため、 習志野市国民健康保険条例第 2 条の規定に基づき、委員を推薦するものです。 ただし、平成 23 年 10 月 6 日の農業委員の任期までとし、10 月 7 日以降につい ては、農業委員の新体制のもと決定する。 農業委員会提出日 平成 23 年 9 月 22 日 以上です。
議 長	只今、事務局より議案第 36 号の説明がありましたが、 何か ご意見、ご質問等のある方は挙手願います。 他にご意見等がなければ、皆様のご意見に従いまして、 農業委員としての残任期間である 10 月 6 日までの間、 わたくし廣瀬が務めさせていただきます。 続きまして、議案第 37 号 農地法の規程に基づく許可を要しない土地の証明願について 事務局より、議案説明を求めます。
事務局	はい。議案第 37 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につ いてご説明します。 所 在 地 : 習志野市●●●●●●●● 申 請 者 : 東京都●●●丁目●番●号

	続きが残されていますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議 長	飯生 良委員、調査報告ご苦労さまでした。 当日、同席されました、15 番 海老原 健治委員 補足説明等がありましたら、お願いします。
海老原委員	既成事実という事ではないですね。
議 長	海老原委員ご苦労さまでした。 続いて、同席されました 16 番の佐々木委員、 学識経験者の立場で、ご意見等がありましたら お願いいたします。
佐々木委員	今回の転用許可に関しては、目的変更という今までになかったタイプの申請なので 慎重に審議するべきだと思います。
議 長	佐々木委員、ご苦労さまでした。 皆様に申し上げます。 議案第 37 号について、ご意見・ご質問等の ある方は挙手願います。
事務局	先ほどの、議案説明及び飯生委員からの調査報告にもありましたように、今回の申請場所というのは、既に転用許可が下りている場所です。 県の指導のもと、当該場所については、転用許可がされて 50 年近くが経過していること、また、当時の転用目的が工場用地として許可した場所でしたが、資材置場として使用していたということがあり、転用目的が当時と違っていたことから、今回、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」という、このような形で、新たに、申請をいただいたものでございます。 現地については、背丈ほどの雑草が繁茂しておりましたので、刈るように、指導まではできませんが、お願いしたところ、昨日時点できれいに刈ってありました。 今、お回ししております写真は昨日撮った写真でございます。 周りはブロック等で囲っており、倉庫がいくつか置いてありました。 千葉県の工事現場へ行く時の起点場所として利用しているようでございます。 あとは、農用地の網がかかっている場所ですから、農用地を解除してもらうという作業を早急に進めていただくことになります。 以上、追加説明とさせていただきます。

議 長

事務局ありがとうございます。

．．．．．他に質問等がなければ、裁決に入ります。

議案第 37 号について、裁決いたします。

議案第 37 号 農地法の規程に基づく許可を要しない土地の
証明願いについてで、ございますが、

この申請地が農地として永年に渡り管理されていたかどうかの判断
となり、許可権者は県知事となります。

申請地につきましては、農地以外の目的で長期に渡り使用されてい
たと認めることに同意される方の挙手を求めます。

賛成の方は、挙手願います。

全員の賛成を持ちまして、

議案第 37 号は同意されましたので県に進達いたします

続きまして、報告第 17 号および報告第 18 号でございますが、

皆様、事前にご覧頂いていると思いますが、

ご質問等がありましたら挙手願います。

．．．．．ありませんか？

何もなければ．．．その他事項に入りますが、

その他事項につきましては、事務局に進行をお願いいたします。

これを持ちまして、

平成 23 年第 9 回 習志野市農業委員会を終了いたします。